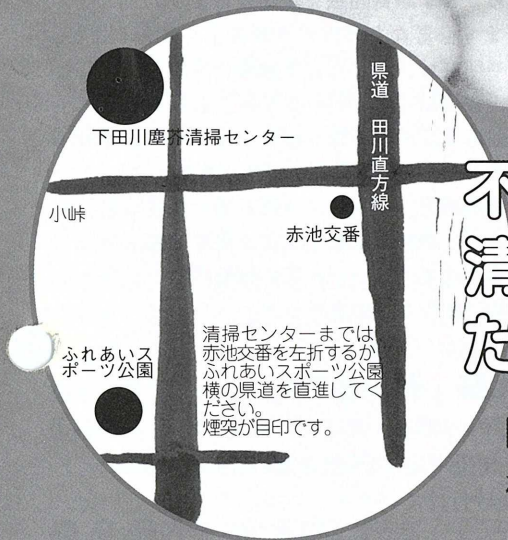


不法投棄はゼツタイ
捨てるのも、ダメ!!
処分するのも、
この手からなのです。



不法投棄されているごみの中には、
清掃センターへ持ち込めるものが
たくさんあります。

「ごみの収集日に間に合わなかった」「引っ越しのときにごみが…」
などのとき、下田川塵芥清掃センターに、ごみを個人でもっていく
ことができます。

月～土曜日と第1・3日曜日(時間帯は9時～16時30分)に利用できま
す。運搬のときには、軽トラックか普通乗用車で運んでください。
ごみを不法投棄すると、法律により「6か月以下の懲役、または50
万円以下の罰金」に処せられます。

ごみをもっていく場合は、折り込みのチラシをご覧ください。

広報

カナダ

Kanada Town PUBLIC RELATIONS

5.15
1997

悪質商法は 悪徳商法は いりません!



言葉巧みに消費者を誘い込み、お金をだまし取る悪質商法。その巧妙な手口は近年ますます多様化し、被害が多発しています。被害に遭わないためには、その手口を知っておくこと、そして、はっきり「いりません」と断ることが重要です。

●多様化する悪質商法の手口

資格商法、呼び出し商法、マルチ商法、催眠(SF)商法、キャッチセールス……悪質商法と一口にいても、その手口はさまざまです。

最近では、長引く景気の低迷、超低金利時代といった社会状況を背景とした、新たな手口の悪質商法が増えてきています。

まず、記憶に新しいオレンジ共済組合やKKCのような詐欺——つまり、幅広い年齢層を対象に、元金保障、安全・有利など財テクをうたい文句にし、消費者から預り金をだまし取る商法です。平成8年の被害規模は約2万2千人、約950億円にも及んでいます。

また、多重債務者をねらった「紹介屋」「買取屋」などの悪質商法の被害も急増しています。

これは、消費者金融などから多額の負債を抱え、債務の返済に苦しむ人の弱みに付け込んだ商法です。平成8年には、約6万6千人も被害に遭っています。

●インターネットの悪用も

世界中の情報をオンラインで結ぶインターネット。最近では、便利な情報メディアとして、わたしたちの生活にも定着しつつあります。

しかし、一方ではそれらを利用する悪質商法も増えており、ハッキングでIDや他人名義の銀行口座を悪用した詐欺などの被害も出ています。このようなコンピューター・ネットワークを使った手口は、マルチメディア化が進むにつれ、さらに増えることが予想されます。

*端末機を使い、他人のコンピューターに無断で侵入すること。

知っておきたい、その手口

◎紹介屋

「50万円まで即融資、全国どこでもOK、来店不要……」などのように、あたかも簡単に融資が受けられるかのようなオトリ広告で客を釣ります。そして、電話をかけてきた客に「あなたの信用状態はよくない。うちでは貸せないが、ほかの店を紹介してやる」などと言い、その紹介によって融資を受けられるかのように装って、紹介料をだまし取ります。

◎買取屋

買い取り屋の手口は、融資を申し込むと、融資の条件としてクレジットカードで金券を次々と買わせ、これを定価以下の安い価格で買い取り、さらに、高金利で融資するものです。結局、申し込んだ人は、融資の返済のほかに、クレジット会社への債務が残ってしまいます。

●被害防止のための5か条

悪質業者は人の心のスキを突いて、巧妙な手口で誘い込めます。悪質業者の甘い言葉にだまされず、大切な財産を守るために、次のようなことを心掛けましょう。

- 1 「もうかります」「あなただけが選ばれました」など、うまい話もちかけられたら、まず悪質商法を疑いましょう。
- 2 勧誘を受けたら、まず必要なものかどうかをよく考えること。そして、相手の名前や所在地、用件などを納得いくまで聞くことです。不審なときは、きっぱりと「いりません」と断ること。
- 3 毅然とした態度で対応を。中途半端な態度や優柔不断な対応は相手に付け込まれます。しつこいときは110番に通報を。
- 4 業者の言葉だけで信用せず、契約前には第三者に相談しましょう。契約書はよく読んで、理解しておくことが重要です。
- 5 契約した後もよく考えてください。一定の期間内なら、クーリング・オフ制度で解約できる場合があります。

●悪質商法の相談・問い合わせ

悪質商法についてのご相談は最寄りの警察や交番、駐在所にお電話を。また、市区町村の消費者窓口や各消費者センターなどでも相談を受け付けています。

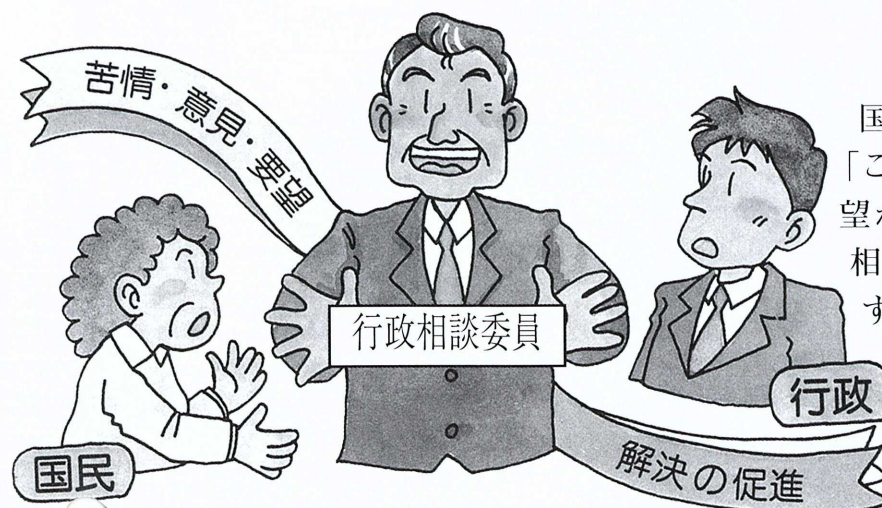
ご注意—代金引換郵便詐欺—

郵便配達時に、差出人が指定した金額と引き替えに郵便物を受け取る「代金引換郵便詐欺」。注文した覚えもないものが代金引き替えで届いたら、代金支払いにはくれぐれもご注意ください。もしかしたら、送り付け商法という悪質商法かもしれません。送り付け商法とは、代金支払いをしてしまったら返金が認められないという代金引換郵便の制度を悪用して、無価値同然の品物を買取らせてしまう商法です。

家族のだれかが注文したものと思い込んで、受け取ってしまうケースが多いようですが、疑問があれば、受け取り留保と拒絶ができます。代金を支払う前に、家族などに注文したかどうかを確認するなど、十分注意して受け取るようにしましょう。



あなたからの苦情や要望にお応えします
【ふれあいを大切に — さわやか行政サービス】



国の行政について「処理の仕方がおかしい」「このようにしてほしい」といった苦情や要望がある場合、所管の役所が不明でどこに相談したらいいのか分からないときはどうすればいいのでしょうか。そんなときはぜひ総務庁の行政相談制度をご利用ください。

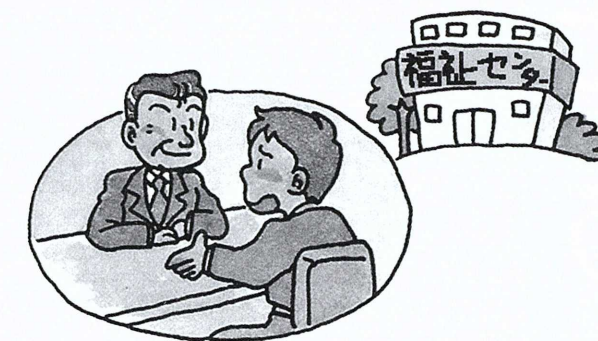
●公平・中立な立場で解決

行政相談は、皆さんの毎日の暮らしの中での苦情や意見を聞いて、関係する役所に公平・中立な立場であっせんを行い、問題の解決を図るものです。国民の声を行政運営の改善につなげる役割をもっています。行政相談には次のような特色があります。

- ① 国の全省庁、特殊法人、国の委任または補助を受けて行っている都道府県・市区町村の業務など、国の行政全般にわたる苦情を受け付けます。複数の行政機関にまたがって連絡・調整が必要なため、どこに相談したらいいのか分からないというときには、特に効果を発揮します。
- ② 都道府県に設置されている管区行政監察局・行政監察事務所、市区町村の行政相談委員、または総合行政相談所にご相談ください。相談者がどの窓口にも相談に行っても、どの地域の問題であっても迅速に受け付け・処理をします。
- ③ 通常の処理方法では解決が難しい問題は、「行政苦情救済推進会議」にかけて改善を図ります。また、同じような苦情が起きないように「行政監察」を実施して、行政制度・運営について検討し再発の防止に努めます。

●身近な行政相談委員

行政相談委員は、総務庁長官が法律に基づいて、民間有識者の中から委嘱します。全国の市区町村に約5千人配置され、相談の受け付けを無報酬で行っています。



金田町では、池長 昇さんが4月から総務庁長官から委嘱され、自宅のほかに福祉センターで毎月第3水曜日に相談に応じています。相談は無料で、行政相談委員を直接訪ねることはもちろん、電話や手紙でも受け付けられます。秘密は必ず守られます。

5月18日～24日は「春の行政相談週間」です。この機会にぜひ、あなたの声をお聞かせください。

◆行政相談委員

池長 昇 金田町大字神崎316
☎0947-22-1823

◆行政苦情110番・総合相談所電話番号

○九州管区行政監察局 ☎092-473-1100
○福岡総合行政相談所 ☎092-781-7830

5月18日～24日

5月はさわやか行政サービス推進月間
「春の行政相談週間」